

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会（以下「育成会」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する必要な事項を定める。

この規定による役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 ただし理事であって法人職員である者は、報酬等は支給しない。

(報酬額の決定)

第3条 育成会の全ての役員、年間の報酬支給総額は300,000円以内とする。

2 役員及び評議員に対する報酬支給基準は、1時間当たり1,500円とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたり負担した費用については、育成会が支払うものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）は、育成会の職員の旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意が得られるならば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった金額等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、この規則をもってこうひょうする。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補 足)

第9条 この規定に実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規定は、平成29年6月27日から施行する。